

京都市告示第319号

京都市元離宮二条城条例第2条，第3条の規定に基づき，元離宮二条城の開城時間，入城料，観覧料を，また京都市元離宮二条城条例施行規則第1条の規定に基づき，元離宮二条城の入城受付時間を次のとおり一部変更します。

平成30年10月5日

京都市長 門川 大作

1 変更する期間

平成31年3月21日から同年4月14日まで

2 開城時間，受付時間，入城料及び観覧料

開城時間に午後6時から午後9時30分までを，入城受付時間に午後6時から午後9時までを追加する。また，追加した時間帯については，特別の事業を実施するため夜間観覧料を設定し，入城料は0円とする。

3 夜間観覧料

区分	夜間観覧料 (1人につき)
個人	円 600
団体	500
小学校の児童	200
中学校及び高等学校の生徒 並びに高等専門学校の学生	350

(元離宮二条城事務所)